



ゲノム編集した収量増を目的にしたシンク能改変稲（農研機構ホームページより）

## なぜ政府は種苗法改正を進めるのか？

— 菅政権が進める知財戦略と種子支配

天笠 啓祐

### 種苗法とは何か

政府は、審議が延期されていた種苗法改正案について、11月11日に衆議院で審議を再開させ、可決成立を図ろうとしている。種苗法はもともと、知的財産権（以下、知財）

にかかわる法律である。この法改正も含めて安倍政権、それを引き継ぐ菅政権は、一貫して知財強化を図っている。その知財法案の一つである種苗法改正の焦点は、従来、登録品種の一部に限られていた自家増殖・自家採種禁止を全植物種にまで拡大し、罰則を強化することにある。

きっかけは韓国で開催された冬季オリンピックで、カーリング・チームが食べていたイチゴが、実は日本で開発された品種が流出、交配してつくられたものであったということから、にわかに関心を浴びることになった。日本の知財が脅かされており、これを守るために種苗法を強化しなければならぬ、という意見が強まった。しかし、これは単なるきっかけにすぎない。知財強化は、TPPなど自由貿易協定締結の際に、必ず出てくる大きなテーマである。知財取

得は排他的権利をもたらす。そこで最も利益を得るのは、多国籍企業である。農家や種子メーカーで、種苗法改正を支持する人は結構多い。しかし、その本質が何かが問われなければならない。

種苗法の出発点は、「緑の革命」にある。それは第二次大戦時、メキシコ高地で始まった。トウモロコシ、小麦の高収量品種の開発が取り組まれ、その資金をロックフェラー財団が提供したのである。稲の場合は1960年代にロックフェラー、フォード財団が資金を提供して、フィリピンに国際稲研究所（IRRI）が設立された。このように米国の巨大財閥が新品種開発に乗り出し、高収量品種が開発されていった。現在はビル・ゲイツ財団が、モンサント社や米国政府と組んで、世界の食料支配のために資金を出してきた。

この「緑の革命」がもたらしたF1品種が、アグリビジネスによる市場を制覇する出発点だった。このF1品種は種子取りができないため、農家は毎年、種子企業から種子を購入するようになった。それまでは農家が収穫時に翌年蒔く種を確保してい

た。それが毎年種子企業から購入する仕組みへと変化したのである。

緑の革命をきっかけに、研究機関や企業による新品種の開発が進むとともに、開発した品種を保護する動きが出てきた。こうして1961年にUPOV条約(植物の新品種保護のための国際条約)が作られた。日本がこの条約に加盟したのは、1982年のことである。この国際条約は国内法制定を求めていたため、日本は加盟の前提として1978年にそれまでの農産種苗法を改正して種苗法を制定した。こうして種苗法が誕生したのである。この国際条約・国内法がもたらす知財は「植物特許」と呼ばれた。しかし、特許制度とは違い、まだかなり緩やかな制度だった。

## 遺伝子組み換え作物の登場とUPOV条約改正

1980年代に入り、遺伝子組み換え作物などバイオテクノロジー応用技術が種子開発の中心に位置するようになり、その保護強化を主要目的にUPOV条約が改正されたのが、1991年のことだった。この改正では、新技術で開発を進める種子開発の企業の利益を大幅に優先するものだった。しかも、モンサント社のような遺伝子組み換え企業の利益を大幅に認め、知財保

護の範囲を大幅に認めたのである。従来、保護の対象が農作物430種類にとどまっていたが、それが全植物種に拡大された。従来は植物個体が対象だったが、細胞ひとつにまで権利を与えることになった。さらに従来は権利が及ばなかった収穫物にまで権利が及ぶようになった。こうして権利の範囲は種子や加工食品にまで及ぶようになり、自家採種は原則禁止となった。さらには特許との二重保護を認めた。これも遺伝子組み換え技術の登場がその要因である。保護期間も15年から20年に延長された。こうして企業の権利が大幅に強化されたのである。日本政府がUPOV条約改正を正式に受け入れたのは1998年のことである。種苗法が改正され、これにより新品種保護が強化され、特許との二重保護が可能になった。この知財を重視したのが小泉政権で、「知的財産権保護戦略」を打ち出した。2002年12月4日に知的財産基本法が公布されたのである。

## 登録品種の自家採種禁止を全植物種に拡大

1991年のUPOV条約改正では、登録された品種の自家採種・自家増殖が原則禁止となったが、各国の裁量で禁止作物を指定できることから、日本政府は1998

年の種苗法改正の際には、一部の作物の禁止にとどめたのである。この流れは2016年頃まで続いた。その2016年にはまだ禁止作物は82種類だった。しかし翌年から増え始めていき、2019年には387種類になり、ついに今回の改正ですべての植物への適用が図られようとしているのである。

現在進められている知財強化の流れは、安倍・菅政権による国家戦略と密接なつながりがある。種子を支配するものが食料を支配するという現実が、モンサント社などの多国籍企業によつて現実化してきた。種子を支配するには知財を支配することが必要である。それをもたらすものこそ、新技術による新品種開発である。こうして遺伝子を支配するものが種子を支配する仕組みが作られたのである。

安倍政権は、戦略的イノベーション創造プログラムを進めてきた。農業では、次世代農林水産業創造技術(アグリイノベーション創出)を柱とした。最大の目的は知財取得で、それにより種子を支配し、食料を支配していこうとする戦略である。次世代農林水産業創造技術として、新たな育種技術の確立として最も力を入れているのがゲノム編集技術で、すでに独立法人・農業・食品産業技術総合研究機構によつてゲノム編

集稲の「シンク能改変イネ」が開発され、2017年から栽培試験が始まっている。安倍政権、そしてそれを引き継ぐ菅政権が掲げる農業競争力強化は、けっして農業や農家を強化するものではない。企業や政府研究機関などの技術開発力を強化するためのものである。今回の種苗法改正は、ゲノム編集技術という新たな種子支配の技術

## 「敵基地攻撃論」の憲法適合性

清水 雅彦

### イージス・アショアから

### 「敵基地攻撃論」へ

6月15日に河野防衛相がイージス・アショア配備計画の停止を発表し、同18日に安倍首相が「敵基地攻撃能力を含む安全保障戦略の見直し」を発表した。そして、自民党政務調査会国防部会・安全保障調査会は、「わが国への武力攻撃の一環として行なわれる、国民に深刻な被害をもたらすような弾道ミサイル等による攻撃を防ぐため、……相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有を含めて、抑止力を向上させるための新たな取り組みが必要である」との「国民を守るための抑止力向上に関する

提言」を8月4日に発表する。さらに、9月11日には安倍首相が「内閣総理大臣の談話」で、朝鮮（私は「北朝鮮」なる政府・マスコミ用語は使用しない立場である）を名指し、イージス・アショア配備計画停止の「代替として取り得る方策」として、「抑止力を強化するため、ミサイル阻止に関する安全保障政策の新たな方針」を菅政権への置き土産にした。

### 以前から議論されてきた

### 「敵基地攻撃論」

いわゆる「敵基地攻撃論」は、今回急に出てきたものではない。1956年2月29日に衆議院内閣委員会で、船田中防衛庁長

官は、「わが国に対して急迫不正の侵害が行なわれ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行なわれた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだ」というふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います」と答弁した。ただ、1959年3月19日の衆議院内閣委員会における伊能繁治郎防衛庁長官答弁で、「しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起こりがたいのでありまして、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない」と答弁する。

近年では、2010年6月14日の自民党政務調査会・国防部会「提言・新防衛計画の大綱について」、2017年3月30日の自民党「弾道ミサイル防衛の迅速かつ抜本的な強化に関する提言」、2018年5月29日の自民党政務調査会「新たな防衛計画